

ゲーム音楽探究ゼミ トライノート 規約

2016年2月21日 第1.2版

第1章 総則

(目的)

第1条 当団体は、年代、趣味嗜好、音楽知識の有無によらず、多様なメンバーを集め、多角的に“ゲーム音楽”を“研究”、“演奏”し、そしてゲーム音楽を通じて“交流”することを目的とする団体である。

(名称)

第2条 当団体は、『ゲーム音楽探究ゼミ トライノート』（以下、ゼミ）と称する。

(活動拠点)

第3条 ゼミの活動拠点は、首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）の公共施設とする。

(活動内容)

第4条 ゼミは、第1条の目的を達するため、次の活動を行う。

- (1) ゲーム音楽の研究（それに伴うレポート作成、媒体運営など）
- (2) ゲーム音楽の演奏
- (3) ゲーム音楽を通じたメンバー同士、およびメンバー以外のゲーム音楽ファンとの交流活動
- (4) 不特定多数を対象とした自主イベントの開催

第2章 ゼミメンバー

(入団)

第5条 ゼミに入団しようとする者は、次の内容に同意のうえ、代表に申し出ること。

- (1) 第1条の内容に理解があること
- (2) 一回以上「トライノート」の活動に参加していること
- (3) ゼミ費を滞りなく支払うこと
- (4) 団体の一員として和を乱さず、他者との協調性があること
- (5) 18歳未満の場合、親（あるいは保護者にあたる人物）の同意があること

(仮入団)

第6条 ゼミに入団しようとする者が、代表によって入団を認められた場合、最初の3ヶ月は仮入団扱いとなる。3ヶ月後、代表から継続の意思確認を行い、本人に継続の意思がある場合は、本入団となる。

(個人情報の収集)

第7条 ゼミメンバーは、次の個人情報を代表に連絡すること。

- (1) 本名 (ふりがな含む)
- (2) メールアドレス (連絡が可能なもの)
- (3) 電話番号
- (4) 緊急時の連絡先 (家族の電話番号など)
- (5) 年齢 (次のいずれか 18 歳未満 or 18 歳以上 20 歳未満 or 20 歳以上)

代表は取得した個人情報をゼミの活動以外のことには使用しない。

尚、収集した個人情報は代表が変更の際に、旧代表から新代表へ自動的に引き継がれる。

(個人情報の更新)

第8条 ゼミメンバーは、次の時、代表に第7条にて連絡した個人情報の連絡を行う。

- (1) 個人情報に変更があった時
- (2) 代表から個人情報更新の確認依頼が来た時

(ゼミ費)

第9条 ゼミメンバーは、以下に定めるゼミ費を納めなければならない。

ゼミ費：月額 500 円

※新規入団者は最初の 3 ヶ月は仮入団期間としてゼミ費の支払いは不要。

その後、本入団という形となり、以降、毎月 500 円徴収する。

(休団)

第10条 ゼミメンバーは、ゼミの活動に参加するのが難しい場合、代表に休団を申請することにより、休団扱いとなる。休団中の扱いは以下の通りである。

- (1) 休団中はゼミ費の支払いが不要
- (2) 休団中のメンバーサイト閲覧・発言は可能
- (3) 休団中のゼミ参加はゲスト扱いとなる

※代表に連絡がなく、ゼミ費を半年間 (3,000 円) 滞納した者は自動的に休団扱いとなる。

(退団)

第11条 ゼミメンバーは、ゼミの活動に参加出来なくなった場合、代表に退団を申請することにより、退団扱いとなる。

※ゼミ費滞納による休団扱いを受けたものが、さらに半年間連絡がない場合、代表の裁量により、退団扱いとすることができる。

(強制退団)

第12条 下記事由に該当する行為、及び代表に退団させることが相当と認められたゼミメンバーについては、強制的に退団させることが出来るものとする。

- (1) 本規約に違反、もしくは逸脱した行為をした場合
- (2) 迷惑行為、及び犯罪行為を行った場合

第3章 運営

(役職の種別)

第13条 ゼミは、次の役職を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 1人
- (3) 会計 1人
- (4) その他の役職

(代表・副代表の選出)

第14条 代表、並びに副代表は、選挙によって決定する。選挙の行程は次の通り。

- (1) 立候補・推薦期間
- (2) 候補者アピール期間

※推薦者の辞退は本期間中に行うこと。

- (3) 投票期間

※投票の結果、以下のケースについては決選投票を実施すること

・「最多得票者が複数名いる場合」

⇒その最多得票者のみを候補として、決選投票を行う。

・「最多得票者が1名だが、その得票数が有効投票数の1/3未満の場合」

⇒2位までの得票者(2位に同票数がいる場合はその全員)を候補として、決選投票を行う。

(代表・副代表の任期)

第15条 代表、並びに副代表の職は、辞職しない限り、無期限である。

なお、辞職する場合はゼミメンバーに3か月前に連絡をすることとする。

※止むを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(不信任投票)

第16条 ゼミメンバーは、以下の手順を踏むことにより、代表・副代表それぞれに対して、解職させることが出来る。

(1) ゼミメンバーの同意を集める。
メンバー（休団中を除く）の過半数の同意が得られた場合、(2)へ進む。

(2) 不信任投票
投票の結果、有効投票数の2/3以上を取得した場合、代表・副代表を解職させることが出来る。

代表、もしくは副代表が解職となった場合、直ちに新代表選、もしくは新副代表選を行い、新任者を決めること。

※代表選については第14条の内容に従い実施すること。

改版履歴

改訂日	改訂内容	改訂者
2010年6月23日	第1.0版 制定	斉藤健二
2010年7月18日	第1.1版 改訂 休団・退団の項を追加	斉藤健二
2016年2月21日	第1.2版 改訂 団体名変更に伴う修正	濱田渉平 / 金井新一